

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例をここに公布する。

令和元年10月25日

寒川町長 木 村 俊 雄

寒川町条例第7号

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(寒川町表彰条例の一部改正)

第1条 寒川町表彰条例(昭和38年寒川町条例第9号)の一部を次のように改正する。

第12条第1項第1号を削り、同項第2号中「破産者にして」を「破産手続開始の決定を受けて」に改め、同号を同項第1号とし、同項第3号を同項第2号とし、同項第4号中「前各号」を「前2号」に改め、同号を同項第3号とし、同項第5号を第4号とし、第6号を第5号とし、同条第2項中「第1号から第5号まで」を「第1号から第4号まで」に改める。

(寒川町一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 寒川町一般職の職員の給与に関する条例(昭和29年寒川町条例第4号)の一部を次のように改正する。

第17条第1項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第4項中「、若しくは失職し」を削る。

第17条の2第2号中「(同法第16条第1号に該当して失職した職員を除く。)」を削る。

第18条第1項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り、同条第2項第1号中「、若しくは失職し」を削る。

第19条第1項中「(昭和42年法律第121号)」を削り、同条第7項中「、若しくは地方公務員法第16条第1号に該当して同法第28条第4項の規定により失職し」を削り、「第17条第1項の」を「同項の」に改める。

(寒川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第3条 寒川町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年

寒川町条例第18号)の一部を次のように改正する。

第23条第2項第2号中「第34条の20第1項第4号」を「第34条の20第1項第3号」に改める。

(寒川町下水道条例の一部改正)

第4条 寒川町下水道条例(昭和58年寒川町条例第12号)の一部を次のように改正する。

第6条の2第4号中「アからオまで」を「アからカまで」に改め、同号アを次のように改める。

ア 精神の機能の障害により排水設備等の新設等の工事を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

第6条の2第4号オ中「アからエまで」を「アからオまで」に改め、同号オを同号カとし、同号中イからエまでをウからオまでとし、アの次に次のように加える。

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第6条の9第2項第1号を次のように改める。

(1) 精神の機能の障害により責任技術者の職務を適正に営むに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

第6条の9第2項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

第6条の14の見出し中「異動」を「異動等」に改め、同条を同条第2項とし、同条に第1項として次の1項を加える。

責任技術者は、第6条の9第2項第1号の規定に該当するに至ったときは、速やかに町長に届け出なければならない。この場合において、当該責任技術者が自ら届け出ることができないときは、法定代理人又は同居の親族が代わって届け出るものとする。

第6条の15第1項第2号中「第6条の9第2項第1号」の次に「又は第2号の規定」を加え、同項第3号中「第6条の14」を「前条」に改める。

(寒川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正)

第5条 寒川町消防団員の定員、任免、給与、服務等に関する条例（昭和41年寒川町条例第6号）の一部を次のように改正する。

第4条中第1号を削り、第2号を第1号とし、同条第3号中「免職」を「懲戒免職」に改め、同号を同条第2号とし、同条第4号を同条第3号とする。

第5条第2項第1号中「前条第3号を除く各号のいずれかに」を「前条第1号又は第3号に」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条及び第5条の規定は、令和元年12月14日から施行する。